ネット利用 フライング駄目

都議選

「あの手この手」に選管困惑

インターネットを使った選挙運動の解禁は夏の参院選からだが、14日告示の東京都議選で早速、ネットを利用するケースが相次いだ。「フライング」利用の恐れもあり都選挙管理委員会はホームページ（HP）やツイッターで候補者や有権者に注意を呼び掛けているが、公選法の網の目をかいくぐるような「あの手この手」に困惑している。

都議選での利用を公言していた男性候補者は、遊説の音声をネット上で数回、生放送した。候補者のHPで会員登録した上で、動画中継サイトに入ると、静止画で「公職選挙法の規定により音声のみの配信となります」との断り書きが表示され、音声だけが流れる。告示後、候補者本人に関する新たな写真や文章をネット上に載せるのは、文書図画の配布に当たるとして公選法で禁じられている。今回は音声だけが流れる仕組みのため、都選管は「法に抵触しない可能性が高い」とみる。

別の女性候補者は告示前日の深夜、ツイッターで「しばらく、お休み」とつぶやいた。その直後、「私のかわりに活動の情報発信、お願いします」と書き込むと、候補者のファンを名乗る新しいアカウントが登場。「寂しいので、ファンアカウントで追っかけ、情報を発信」と書き込み、14日昼には、選挙カーの横で笑顔を見せる候補者の写真を投稿した。

都選管は「有権者もネット利用は禁止されている」と指摘。この候補者が出る選挙区の選管は「実質的に本人の発信と変わらない」としている。

この日は、参院選の立候補予定者が都議選候補の名前を出し、応援演説したことをツイッターでつぶやいた例もあった。

警視庁は選挙違反取締本部にネット犯罪の捜査員を初めて投入した。都議選でネット利用が横行する危険性があるとみて前倒ししていた。